

電気需給約款別表の一部改定について

平素は当社電力サービス「速トクでんき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、電気需給約款別表の改定をおこないますので、ご通知させていただきます。

電力取引市場のひとつである「容量市場」の創設により、2024年4月より容量拠出金制度が開始されます。当社は、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額をお客様にご負担いただくため、電気料金構成に「供給能力維持費」を新設いたします。

今後ともご愛顧たまわりますよう、お願い申し上げます。

新設項目

※1 ※2
供給能力維持費 = 契約電力量 (kW) × 当社がエリア毎に定める単価

(税抜)

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
2024年4月～ 2025年3月利用分適用	180円								

※1 契約電流アンペア(A)については10Aを1kWに、契約容量キロボルトアンペア(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客様（関西・中国・四国電力エリアの従量電灯Aに該当するプラン）については4kWにて算定いたします。

容量市場および容量拠出金制度の詳細につきましては、別紙にてご説明いたします。

改定後の本約款の効力発生日

2024年4月1日

本改定をご承諾いただけない場合は、電気需給約款の改定の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約期間の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、電気需給約款の改定をご承諾いただけたものとみなすことをあらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

【取次事業者】
株式会社アイエフネット お客様サポートセンター
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-9
宮前ビルディング7F
電話番号 0570-666-218
(案内にそってガイダンス2番を押し4番を押してください)
受付時間 平日 10:00～16:00 (土日祝日を除く)

【小売電気事業者】 登録番号: A0349
株式会社エフエネ
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-9
宮前ビルディング7F
電話番号 0570-011-663
(案内にそってガイダンス5番を押してください)
受付時間 平日 10:00～17:30 (土日祝日を除く)

容量市場の適用が始まります

容量市場 と 容量拠出金について

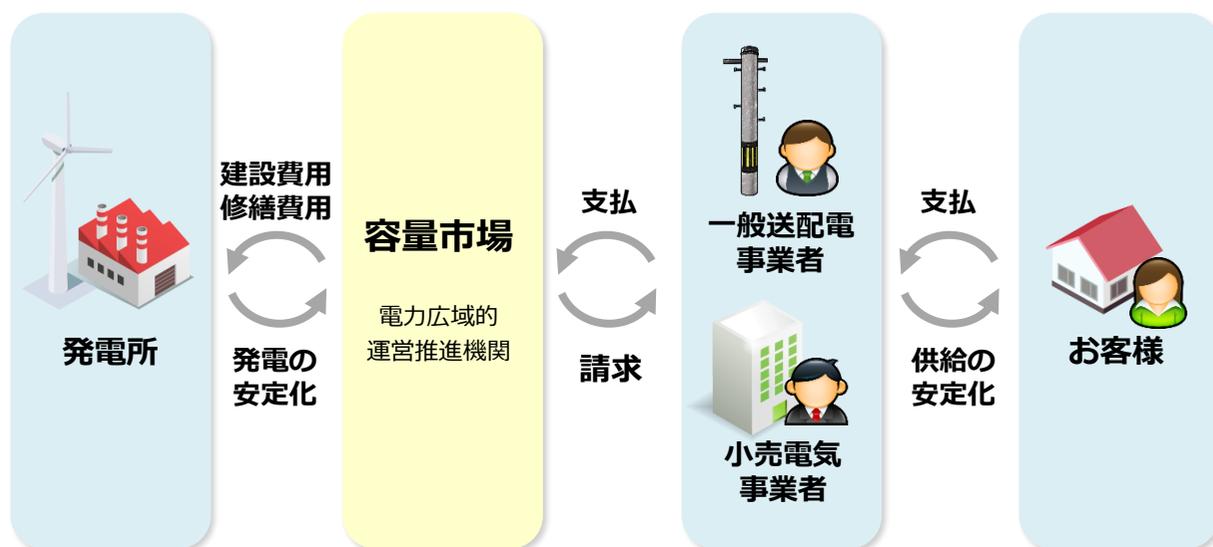
容量市場は、公的機関である電力広域的運営推進機関によって、2020年に制度創設されました。日本全体の将来必要になる電気の供給能力（kW）を効率的に確保することを目的としています。

電気事業法において、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務を有しております。

効率的な供給能力の確保には、発電所の新設や老朽化に伴う施設改修が必要不可欠となります。そのため、発電所が将来必要な原資として、2024年4月より容量拠出金の支払いが必要となります。

当社は、これに相当する額をお客様にご負担いただくため、4月ご利用以降の電気料金について新たに「供給能力維持費」を追加いたします。

**発電所が将来必要な資金をあらかじめ確保
安定した発電により、電気の安定供給が期待できます。**



国の制度新設に対応するため、本料金改定により値上げとなります。
すべての小売電気事業者が拠出する制度となりますが、その表記や計算方法は各社で異なりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 容量市場についての詳細はこちら

かいせつ容量市場スペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.jp)

ご請求項目の新設

電気料金構成

現在

基本料金

電力量料金

再生可能エネルギー
発電促進賦課金

電力調達調整費
燃料費調整 + 調達調整費

改定後

基本料金

契約プランごとに設定した固定料金です。電気をまったく使わなかったとしても基本料金は発生します。

電力量料金

使用した電力量に応じて発生する料金です。使用量の増減に応じて、電力量料金も増減します。

再生可能エネルギー
発電促進賦課金

再生可能エネルギー固定価格買取制度によりお客様にご負担いただくものです。
※単価は経済産業大臣によって定められます

電力調達調整費
燃料費調整 + 調達調整費

電力の取引市場である日本卸電力取引所の市場取引結果を加味した調整費です。市場価格に応じ、お客様に加算・減算します。

供給能力維持費
※容量拠出金相当額

今回
新設 1kW(10A)あたり
180円 値上げ

※ 2024年度単価

ご請求イメージ

(税抜)

世帯人数	2人	3人	4人
契約電力量 (1カ月あたり)	3kW (30A)	4kW (40A)	5kW (50A)
電気料金への影響金額 (1カ月あたり)	+540円	+720円	+900円

年次再算定調整金について

容量拠出金の制度は、小売電気事業者の新規参入や倒産、発電事業者への経済的ペナルティ発生等をふまえて、公的機関である電力広域的運営推進機関により年次精算調整がおこなわれます。

当社は、お客様にご負担いただく供給能力維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額に差額が生じた場合、その事由に応じて調整金の請求または還元をおこなうことができるものとします。年次精算調整が発生する際には、当社が適当と判断した方法により速やかにお客様へご案内いたします。

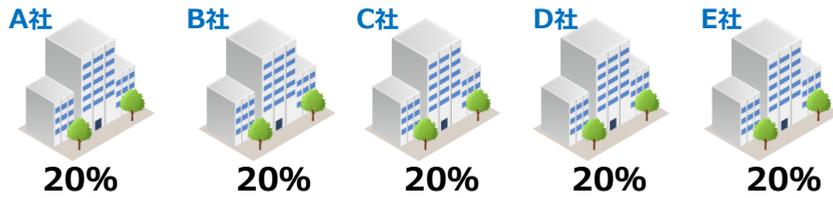
年次再算定調整金の仕組み(イメージ)

請求が発生するパターン

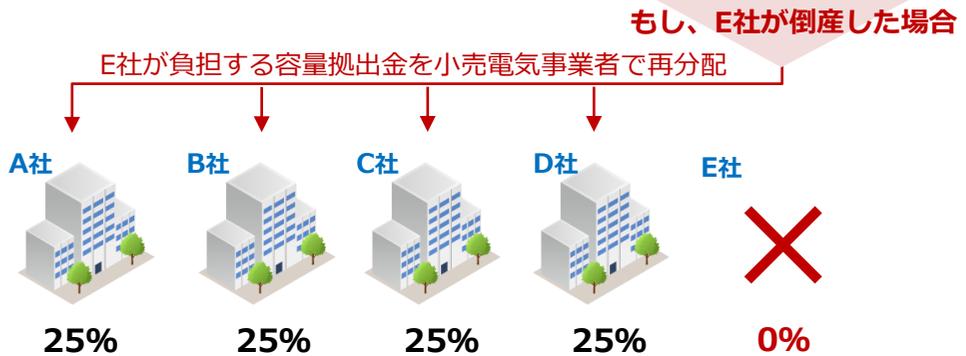
【イメージ】

小売電気事業者

容量拠出金負担



各社へ再分配



年次精算調整

+5ポイント +5ポイント +5ポイント +5ポイント

実際の年次精算調整は、各小売電気事業者のシェア率に応じて調整金の請求がおこなわれます。年次精算調整が発生する際は、速やかにお客様へご案内いたします。

還元が発生するパターン

【イメージ】

発電所

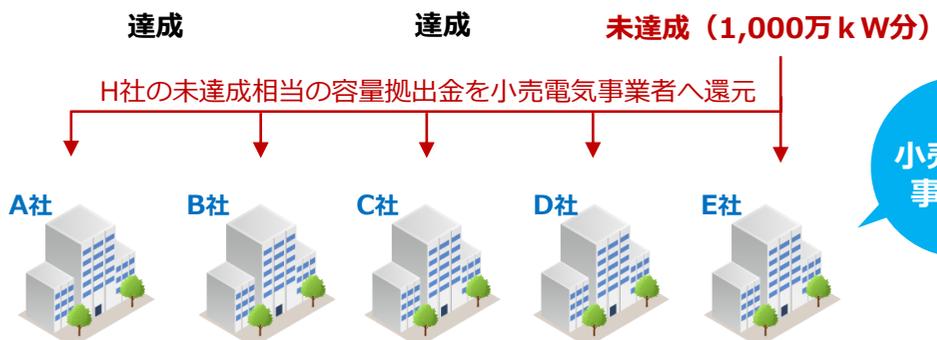
計画発電量



実際の発電



発電結果



小売電気事業者

容量拠出金の制度は、発電所が将来必要な資金をあらかじめ小売電気事業者等が拠出する制度です。発電所において計画した発電量に不足が生じた際、容量拠出金の還元がおこなわれます。